

第 1040 回 高知市教育委員会 7 月定例会 議事録

1 開催日 平成 21 年 7 月 29 日(水)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 43 号 平成 22 年度使用高等学校用教科書の採択について

日程第 3 市教委第 44 号 平成 22 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（一般図書）の採択について

日程第 4 市教委第 45 号 平成 22 年度使用高知地区中学校教科用図書（学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書を除く）の採択について

4 報告及び協議

○高知市教育委員会共催・後援事業について（報告）

○高知市教育委員会職員の保護者対応について（協議）

5 委員長閉会宣言

6 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 渕 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	山 本 和 正
	5 番委員	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	岡 村 修
	教育次長	舛 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	教育研究所長	横 田 妙 子
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課学校教育班長	多 田 美 奈 子
	学校教育課指導主幹	杉 本 政 文
	教育研究所特別支援教育班長	杉 本 一 幸
	総務課総務係長	小 田 優
	学校教育課指導主事	溝 渕 隆 彦
	学校教育課指導主事	武 林 勝 志
	教育研究所指導主事	清 水 隆 人
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

第 1040 回 高知市教育委員会 7 月定例会 議事録

1 平成 21 年 7 月 29 日(水) 午後 4 時 00 分～午後 6 時 44 分 (たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

澤田委員長

ただいまから、第 1040 回高知市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は溝渕委員さん、お願いいたします。

議案審査に入ります。日程第 2 市教委第 43 号「平成 22 年度使用高等学校用教科書の採択について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。平成 22 年度に高知商業高等学校で使用する教科書の採択についてご説明いたします。

高等学校で使用する教科書の採択方法は、教科書無償措置法によって採択地区を選定し、共同採択するなどの法律上の具体的な定めはなく、各学校の実態に即して各学校が作成した採択案を教育委員会の職務権限で採択することになります。教科書は、学習指導要領が改定されるごとに新しい学習指導要領に沿った内容のものが著作、編集され、検定を経て使用採択されております。ほぼ、10 年ごとの改定に合わせた改訂のほか、教科書の内容を更新するなどより充実したものとするため、概ね 4 年ごとに検定を実施することにより、教科書の内容全体の見直しが行われているところでございます。

それでは、議案資料のほか先ほどお手元にお渡ししました「平成 22 年度使用高等学校用教科書採択資料」の 1 ページの教育課程表をご覧ください。左が全日制の課程表、右が定時制の課程表でございます。平成 22 年度はそれぞれの教育課程表から履修する科目に応じた教科書を採択することになります。

次に 2 ページからの教科書目録をご覧ください。平成 22 年度用として発行される教科書は、現行の学習指導要領に基づく第 1 部が文部科学省検定済教科書と文部科学省著作教科書の 890 種 920 点、旧の学習指導要領に基づく第 2 部が 9 種 10 点でございます。平成 22 年度に使用する教科書はこの目録の中から採択しなければならないことになっています。

なお、この教科書目録が作成された後、一橋出版が自己破産したことによりまして発行中止となった教科書や、著作権が他の発行社へ譲渡された教科書がございます。一橋出版は特に商業高校向けの教科書に定評がございました。少子化や近年の全国的な商業科減少の影響を受けまして、マーケットの縮小傾向が続き、売り上げが年々減少していたようでございます。

資料 16 ページをご覧ください。商業高校から出された案のうち、全日制で使用するものは 16 ページから 20 ページに、定時制については 21 ページ、22 ページにお示ししております。この案は、教科書の発行社から送られてきた見本について、各教科担当者で教科書選定会を持ち、意見を集約し選定理由が付されたものをまとめたものでございます。

なお、全日制、定時制とも第 1 部から選ばれております。第 2 部の目録については省略させていただいております。

何らかの変更があるものについて、左端の変更の欄に「○」「△」「▲」で示しております。「○」は教科書自体を変更しようとするもの。「△」は本年度と同一の教科書であるが、その改訂版に変更しよ

うとするもの、「▲」は一橋出版から著作権譲渡されたものを示しております。全日制では、来年度に使用を予定している41点のうち、古典、政治・経済、数学B、音楽I、リーディングの5点について変更しようとするものです。

このうち、資料16ページの古典講読は同じ教科書の改訂版に、17ページの政治・経済はそれまで使用していた一橋出版の教科書が発行中止となったことから、実教出版のものに変更しようとするものです。数学Bは、17年度から使用してきた第一学習社の新数学Bが22年度から発行停止となることから実教出版のものに変更しようとするものです。音楽Iは、17年度からTuttiを20年度からはその改訂版を使用していますが、それを音楽の友社のものに、またリーディングは、20年度から使用していた数研出版の教科書を、取り上げられている内容の難易度、単位数との関係で、指導内容の分量などを理由に、三省堂のものに変更しようとするものです。同じく19ページの「▲」のビジネス基礎と20ページのビジネス情報の教科書については、一橋出版から著作権譲渡された教科書で、発行社が東京法令出版と実教出版に変わっております。ただ、教科書の内容は変わっておりません。

一方、定時制では、20点のうち保健体育、英語Iの2点を変更しようとするものです。まず、資料21ページの保健体育については、17年度から5年間使用してきた一橋出版の教科書が発行停止となったことから全日制で使用している大修館書店のものに変更しようとするものです。また、英語Iについては、19年度から使用している開隆堂出版の教科書を、難易度が現在の定時制の生徒にちょうどよく、得意な生徒も、苦手な生徒もそれぞれに知的好奇心をくすぐらせる内容で、環境のこと、生活のこと、自分自身のことなどいろいろな考える上で読みやすく、興味を持ちやすい題材が使われているなどの理由で三友社出版の教科書に変更しようとするものです。

資料22ページの「▲」のついた5点の教科書については、一橋出版から著作権譲渡された教科書で、発行社が東京法令出版と実教出版に変わっておりますが、教科書の内容に変更はございません。

以上でございます。ご検討をよろしくお願いいたします。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

松原教育長

高知商業の採択委員会ですが、各教科の採択委員は何名くらいで採択を検討したのですか。

学校教育課指導主幹

国語や数学、社会と、それぞれ教科を担当する教員、講師を含めてすべての教職員が検討しておりまして、国語が6人、数学が4人、あと商業が一番の大所帯ですが30人程度で、特に商業につきましてはそれぞれ分野が異なっておりまして、簿記に関する分野であるとか、あるいは経済に関する分野、情報に関する分野というふうに分かれておりますけれども、それぞれ5人程度の委員で選定しております。

松原教育長

1名でやっているということはないのですね。

定時制ではどうですか。

学校教育課指導主幹

それぞれ人数が限られておりますので、教員としては1人で選定しておりますけれども、教頭を含めた形で選定しておりますので、1人だけの意見で決定しているということはありません。

溝淵委員

17ページで、数学Bを新しいものに変更されたということですが、22年度で発行終了になったということで第一学習社のものを変更したとありますが、これはどういうことですか。

学校教育課指導主幹

本年度、新たに出版された教科書はございません。高等学校の新学習指導要領は平成 25 年度からスタートすることになっています。それで、今まで使っていたものが、現在の学習指導要領がスタートするのに合わせて作られたもので、10 年近く前に作られた教科書で、その教科書が使われている冊数も少なくなってきたのではないかとということが考えられます。したがって、21 年度をもって発行を終えて、22 年度からはほとんどの発行社が新しい学習指導要領に向けての作成作業に入っていると思われまので、古いものは発行しなくなってきたというふうに考えております。

溝淵委員

第一学習社の新数学 B というのは、21 年度はもうないというわけですか。

学校教育課指導主幹

現在使っている年度が終わり、22 年度から発行がされなくなるということです。

澤田委員長

ほかにご覧ですか。

特になさうですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 43 号「平成 22 年度使用高等学校用教科書の採択について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 43 号は原案のとおり決しました。

続いて、日程第 3 市教委第 44 号「平成 22 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（一般図書）の採択について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。平成 22 年度以降に高知市立小・中学校の特別支援学級及び高知市立養護学校で使用する教科用図書の採択について、概要を私から、詳細については教育研究所の杉本班長からご説明申し上げます。

お手元の「学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書について」という資料をご覧ください。学校教育法第 34 条第 1 項で、小学校においては文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと定められており、この規定は中学校および特別支援学校にも準用されます。

特別支援学級や特別支援学校において用いる教科書についても文部科学省検定済み教科書が発行されることが望ましいのですが、1 点当たりの需要数が非常に少なく採算がとれないため、現在発行されておりません。このため文部科学省において教科書の編集を行った文部科学省著作教科書を発行していますが、その種類は必要数を満たしておりません。そこで特別支援学校及び小中学校の特別支援学級においては、学校教育法附則第 9 条の規定により、同法第 34 条に定める教科用図書以外の図書を使用することができることになっておりまして、この図書を 9 条図書と呼んでおります。この 9 条図書は、本来用いるべき検定済教科書では子どもの学習に適さないという場合に用いられるものですので、これを用いる場合には検定済教科書の支給を受けずに、代わりに 9 条図書の支給を受けるということとなります。

なお、9 条図書は、検定済教科書と同様に無償で給与され、支給された教科書は子ども個人のもの

となります。また、9条図書は、特別支援教育の教育課程に則して用いられるものでありますので、教育課程上にない教科に対しては支給されません。例えば、小学校の知的障害児学級には、社会科や理科が置かれておりませんので、社会科用や理科用として9条図書を支給することはできないこととなります。

最後に、9条図書は、検定済教科書のように用いて授業を行うという性格のものではなく、学習活動を発展、拡大していくための一つの題材として活用されるものでございます。特別支援学級や特別支援学校におきましては、さまざまな内容を総合的に指導することが多くありまして、日々行われる一連の学習活動に対する子どもたちの意欲を引き出したり、ものづくりなどの活動などへ発展、拡大させていくための題材として活用したりすることが多くなっております。

採択に係る詳細については、教育研究所特別支援教育班長の杉本からご説明申し上げます。

教育研究所特別支援班長

教育研究所特別支援教育班の杉本でございます。9条図書の採択についてご説明申し上げます。

高知市では、平成15年度から高知市教育研究所特別支援教育班を中心とした高知市107条図書調査研究会が、高知県教育委員会の指導、助言を受けながら107条図書に関する調査研究を進めてまいりました。昨年7月の定例教育委員会におきまして、21年度以降用図書として26冊について審議し、25冊を採択していただきました。

本年度も、昨年度とほぼ同様の手順で平成22年度以降使用追加分として17冊について調査研究を進めてまいりました。平成15年度以降、順次図書を追加しながら調査研究し、採択するという形式にしております。検定済教科書の採択とは異なり、年度を追って順次図書を追加しておりますのは、子どもたちのためにできるだけ広い選択肢の中から、よりよい図書を選択することができるようにするためでございます。

選択肢を広げるためには、できるだけ多くの図書を採択することが望ましいということになりますが、現在出版されている膨大な数の図書のすべてについて手続きを踏むことは不可能と考えます。そこで、本市では、県教育委員会からの指導、助言を受けた図書及び高知市立小中学校、高知市立養護学校が使用を希望している図書につきまして審議をお願いすることとしております。お手元には、本年度追加分17冊の調査研究資料と、昨年度審議、採択していただき本年度使用しております図書の一覧の資料をお配りしております。

まず、教科用図書の採択案について、お手元の資料の2ページをご覧ください。17冊の内訳として、No.2・1というのは、県立特別支援学校から採択を希望する一般図書です。No.3・1からNo.3・16までが高知市立小中学校及び市立養護学校が採択を希望する一般図書でございます。資料4ページからは、この17冊の本の内容構成、表現・印刷、価格等について検討した結果を資料としてお手元にお届けしております。この17冊の採択についてご審議していただきたいと存じます。

次に、平成20年度に採択された平成21年度高知市立小中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧として、昨年までに審議していただき、採用された一般図書の一覧を資料として提示させていただきました。また、実際にその17冊の見本を机の上に置いておりますので、参考にご覧いただければというふうに思います。

9条図書の説明は以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

溝淵委員

図書の一覧表に、何の教科のためというのを書いてないのですね。本の題だけでは、私たちには何

の教科に使うのかわからないのですね。

教育研究所特別支援班長

何の教科に使うかというのは、図書によって言い切れない部分があります。その一般図書の内容によって、それぞれ子どもたちが学習教科に当てはめていくということになります。

溝淵委員

教科があってそれに見合う本を選ぶのじゃなくて、本を選んでから何かの教科に使うということですか。

教育研究所特別支援班指導主事

例えば、1つの本を当該の教科の先生が国語で扱いたいという観点で、国語として子どもたちに渡す場合もあれば、本日の見本の中にもありますが、絵本ではありますが体の動きを取り上げているものでは、それを体育科として採用しまして、体育の授業の中で体の各部位の言葉について学習するというようなことで扱っていくことがあります。ご指摘にあったように各教科を想定して、各教科にこの本という形で選ぶようになってまいります。

ただ、本の内容によりまして、それぞれの先生がそれぞれの子どもたちの実態を踏まえて、これを体育で扱う、これを国語で扱うということになっております。

松原教育長

この9条図書の採択について、採択委員に保護者といった教員以外の人が入るなど、採択にあたってのかかわりを持つようなことはありませんか。

教育研究所特別支援班長

それはありません。学校ごとに調査をしまして、希望があったものを高知市107条図書調査研究会で研究を進めます。そのメンバーは、市立養護学校の校長先生と校長会の代表の方、それと特別支援教育班ということになりますので、一般の方は入っておりません。

ただ、学校ごとの調査をしたときに、例えば保護者の中から「一般図書の中にいいものがある」とか、「うちの子どもの実態からいったら、ぜひこれを選択する中に含めてほしい」といったようなことはあります。

松原教育長

小中学校の教科書は入っていますよね。小中学校では一般の方が入って採択をしているのに、この9条図書には一般の方が入っていないというのは、何か理由があるのですか。

教育研究所特別支援班長

検定教科書の場合は、その教科書を使うというのが前提ですが、今回審議していただくのは、選ぶ本の中にこれを新たに追加するということですので、335冊の一般図書がありますけれども、これを必ずしも使うということではありません。この中から選ぶということですので、今まで保護者から直接意見を聞くということはありませんでした。

松原教育長

多くを提示する中から、各学校がピックアップして使うという形だということですね。

教育研究所特別支援班長

はい。

山本委員

子どもたちの実際の図書の利用というのはどんな状況ですか。

教育研究所特別支援班長

子どもによって使い方はいろいろであると思います。ただ、検定教科書のように採用した本を毎日、例えば国語として一般図書にしたものを国語の時間だからそれを必ず開いてということではありません

ん。その本から劇の活動が始まったり、絵を見ながら図工へつなげていったり、子どもの実態を見ながらうまくそれを活用していくというやり方をしています。

溝淵委員

世界のロボットのシリーズなんかは、かなり難しいですね。これを何かの教科に使うとしたとき、生徒さんたちにどうやって教えるのですか。

教育研究所特別支援班長

例えば、そのロボットのシリーズでしたら、理科ですとか中学校の技術などが入ってくると思うのですが、子どもさんによっては、非常にそういうこと、狭い範囲について興味や関心があって、物凄くそれが好きだということがあります。むしろ、特別支援学級以外の子どもさんよりも詳しくたりして、そういうことで現場からの要望が出てきているのだと思います。中身は、かなり高度なものです。

松原教育長

ということは、子どもによって、教科書が違ってくるわけですか。

教育研究所特別支援班長

子どもさんによっては、検定教科書を使われることもありますけれども、そうじゃなくて一般図書ということであれば、子どもさん一人一人によって違うことは当然あります。イメージとしては、それだけを使って授業を進めていくということはあまりないと思います。その図書を基に、他の中身につながっていくということになると思います。その子どもに与えた図書ですけれども、学級として新しい中身をやっていくといったことは現場の中であると思います。

澤田委員長

ほかにございませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第44号「平成 22 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（一般図書）の採択について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 44 号は原案のとおり決しました。

続いて、日程第 4 市教委第 45 号「平成 22 年度使用高知地区中学校教科用図書（学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書を除く）の採択について」を議題とします。

なお、この案件の審議内容は採択決定後 8 月末まで非公開といたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認め、この件は平成21年8月31日までは、非公開と決定しました。

それでは、事務局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。お手元に配布させていただきました資料の説明をさせていただきます。

資料 1 の 1 ページ目の本市の教科書採択の流れでございます。5 月定例会でもご説明いたしました

流れによって行われておりまして、①諮問、②委任、③報告、⑤答申と、この教育委員会定例会に先立ちまして、採択委員会の田中委員長から澤田教育委員長に資料2を報告書とともにお渡しされております。採択協議会からの答申資料2でございますが、9教科16種目につきまして、調査研究方針に基づき種目ごとに3種を選定しております。

なお、報告書には選定された3種に共通する特徴が記載されております。採択協議会の役割は、種目ごとに3種を選定することでございますので、その3種の評定や順位性については記載いたしておりません。本日は教育委員会におきまして、資料1の1ページでございますように、⑥採択をしていただくこととなります。3種から1種を選んでいただくこととなります。

資料1の2ページは本市の調査研究方針でありまして、前回の教育委員会でご説明させていただきました。3ページは今回調査研究を行った中学校教科書の総合評価一覧でございます。下段は、21年度に使用されている教科用図書でございます。○印で囲んでいるのは3種でございます。4ページから7ページまでは、社会の歴史的分野における3種選定及び今回新たに参入された自由社の報告書でございます。この7ページの報告書を受けて、自由社は総合評価が資料4の4ページでございますようにBとなっていることから3種選定には選ばれなかったこととなります。

なお、自由社の歴史教科書において、1指導要領と内容の(3)において、環境問題・人権問題・地域問題に関する内容が弱く、B評価となっております。

続きまして、資料3は3種選定の発行者ごとによる報告書でございます。委員さんの後ろに採択協議会で3種選定された教科書見本をご用意させていただいております。本日は、採択協議会からの答申を参考にしていただきまして、種目ごとにすべての教科書の中から採択する1種を決定していただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

溝渕委員

自由社の歴史について、評価の理由はどこに掲載されていますか。

学校教育課長

資料4の4ページの右端の評価欄にお示ししてあります。

松原教育長

本日は、採択協議会から答申を受けている3種から1種を選ぶのですね。

学校教育課長

8月末までに県教育委員会に届け出しなければいけませんので、それまでには、臨時会を開催してでもご審議いただくようになりますが、本年度は簡略化されていますので、採択協議会の報告を参考にしていただければと考えます。

松原教育長

例えば、新しい教科書としては自由社だけですね。平成17年度に採択された現在の教科書において社会の歴史以外は、現状維持でいいのではないかと思うのですが、今使っているものもすべて審議していくことになるのですか。

学校教育課長

例えば、今現在使っている教科書に不都合があるかどうかということもご意見をいただきながら、この教育委員会で最終決定をしていただきたいと思います。採択協議会からも前回の採択結果において、3種選定の変更等のご意見はございませんでした。

松原教育長

現在使用している社会の歴史以外の教科書において、問題点があるのかお聞きしたい。特になければ、

現行のままでよいのではないかと思いますがいかがですか。

学校教育課長

現在使用している教科書については、すべて学校現場からも子どもたちに適しているのではないかと
いうご意見を伺っております。

澤田委員長

特に、現行のものについて不都合はないということですので、社会の歴史以外の教科書は、現行の
ままでよいということを確認いただいてよろしいですか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

それでは、社会の歴史に絞って、ご意見や質疑をお願いします。

松原教育長

自由社の社会科歴史の教科書は、採択協議会からの評価がBとなっていますけれども、その意見とし
てどのようなことがあったかお聞きしたいのですがどうですか。

学校教育課長

自由社の教科書の224ページを開けてください。米ソ冷戦の終結の部分の「70年間におよぶ共産主義
の実験は決着をみた。この体制は、人々に豊かで安定した暮らしを保障することができず、言論の自由
など、政治的権利も保障することができないことがあきらかとなった。」という表現につきまして、子
どもたちにとって適しているのかという意見がございました。

そのほか、現在使用しています教育出版の202ページと203ページをお開けください。ここでは、生活
環境を考えると、人権問題とか、平和であるとか、そういった子どもたちにとって身近な学習が可能
な構成となっており、国際社会の一員として世界に貢献できるような学習内容になっているという点で
評価できるというようなご意見もございました。

このようなことも自由社の教科書がB評価になった原因の一つであると考えます。

学校教育課指導主事

B評価の内容についてでございますが、資料1の3ページについて評価のA及びBともに優れている
評価であり、自由社のB評価も優れてはいるものの、A評価の特に優れているまでには及ばなかったこ
とということです。

澤田委員長

報告書は全体的に否定的なものは見当たらないので、理解していくための参考になりますので、ある
程度詳細までを言っていただきたいと思います。

溝渕委員

環境問題が入っているかどうかで評価していらっしゃるのですけれども、環境問題というのは公民の
分野ではないでしょうか。歴史にこういうものが入ってくるのは必然なのですか。

学校教育課長

第二次世界大戦等の戦争を検証する中では、人権問題や平和を築くことの重要性も考えられます。

溝渕委員

人権問題は公民の中にも入っていますね。

澤田委員長

過去の歴史の中でも人権問題には重きはあると思いますね。

松原教育長

自由社の教科書と現在使用されている教育出版の教科書の字の大きさを比べてください。見やすさは

どうでしょうか。

澤田委員長

子どもの立場ではどうでしょうか。教科書の紙の色は、生成りというか少し黄色がかったのが見やすいと言われてたりもしますが、自由社の紙の色が白すぎるため弾く印象が強く、少し気になりますね。

西山委員

読みやすさという点では教育出版の方がいいですね。自由社の方はかなり真剣に読むぞと言う感じでいかないと入らない感じがします。

澤田委員長

中学生を想定したときに、最近は視力が弱くなったとも言われます。そうしたときに、ルビはどうでしょうか。中には、自由社のほうの行間がすっきりしているという意見もあるかもしれませんが。子どもたちの実態を考えたときにはどうなのでしょう。

溝渕委員

今まで教育出版を使用してきて問題がなければ、それで構わないのではないのでしょうかね。

澤田委員長

ページ数ということを考えてらどうでしょうか。盛り沢山ということも考えられるでしょうが。

西山委員

それから、ルビを全部にふってあるのですが、これには何か規定があるのでしょうか。中学生の社会なんかにはルビはいらないような気がするのですが、すべての人が理解できないといけないとするとあったほうがよいという気もします。そういうことからすると、すべてにルビをふるということになるのでしょうか。

学校教育課長

規定は、はっきりとは分かりませんが、地名ですとか、名前、そのほかでは中学校で未履修の漢字等にルビがふられています。特に、地名や名前に多く見受けられます。

溝渕委員

「大阪府」や「福岡県」にもルビがありますね。

西山委員

私の経験からは、ルビがないことで学習が深まったことを思い出します。板書なんかのときに、先生と生徒とのコミュニケーションが深まったこともありました。しかし、自学自習をするためにはルビがあった方がよいと思います。授業における学ぶ力というか、そういったことではいかがでしょうか。

澤田委員長

国語の教科書でしたら、常用漢字が重んじられます。その他の教科で、表記が問題になることは非常に多いと思います。この学年では学習していないとか、歴史的な用語を先生が間違えることもあります。例えば、「直訴」という漢字を「ちよくそ」と読み間違えることがあります。常用漢字に従えば「ちよくそ」となってしまいますね。もともと、直訴という言葉は、歴史の中から出てきた言葉であるわけです。そういうようなことを子どもたちの実態を把握しながら、意味を分からせながら間違いなく読ませたいという思いがあります。

また、人権学習なんかをしていてこれは読めないという漢字もあります。そのほかでは、小学校の社会科で教育勅語が読めない先生がたくさんいますね。私の時代は、教育勅語を読まされました。ただ、私がそれを習ったのは小学校1年のときでしたから、それほどすらすら読めなくて、思い出しながら一所懸命練習して小学校6年担当の教員に教えました。なかなか難しかったですね。

また、社会科の用語や表記については、非常に細かく見ていかないと教科書が間違っている場合も出てくるのではないかと思います。だから、検定は合格していますがなお教科書の間違いを見つける先生

もいますので、それを避けるためにもより丁寧に行っていると思います。

西山委員

教室の中で「ちよくそ」でなぜだめなのかと主張する生徒がいて、先生が「じきそ」だと言い合うやりとりがあったことが記憶に残っています。そうした議論も、時間的に許されなくなってきたのであれば、少し寂しい気がします。

澤田委員長

確かに、丁寧すぎるという印象があると思います。NHKのニュースなんかは、みんなが読めるようにすべてにルビがふってあります。

松原教育長

一定のルールはあると思います。

澤田委員長

そうですね、何もかも付けてあるということではないと思いますね。

溝渕委員

「自治（じち）」にまでルビをつけていますね。

松原教育長

「自治」を「じち」と言ったり、「じじ」と言ったりしますね。

澤田委員長

「じじ」はだめです。

溝渕委員

出版社によって同じ漢字にもルビがついていたり、つかなかったりしています。

澤田委員長

間違いが多いからだと思います。一般社会の行政に携わる方も「じじ」と言って聞かない方がいらっしゃいます。確かに、明治の「じ」なので「じじ」と読んでしまいます。

溝渕委員

読めなかったら、辞書を引いて勉強するから頭に入ってくるのに、こんなに全部にルビをつけて良いものか一度問題にしてほしいものですね。

澤田委員長

それだけ忙しい世の中になっているということもあると思います。

山本委員

2回目に出てくる漢字には、ルビはないですね。

澤田委員長

それは、配慮されているのでしょうかね。

松原教育長

ルビについては、検定のときにルールがあると思います。

いずれにしても、自由社の歴史教科書は採択協議会の3種選定に入っていない、現在の教科書として使用している教育出版で問題なければ教育出版で良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

澤田委員長

自由社のものも、検定を合格しているのでCということはないですね。

松原教育長

Cは標準的であるので、Cの評価もあり得ることです。

澤田委員長

最終的なポイントとしては、生徒の実態に即しているのかいないのかということが大切であると考え

ます。

それでは、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 45 号「平成 22 年度使用高知地区中学校教科用図書（学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書を除く）の採択について」は、現状の出版社を採択することによろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 45 号は現状の出版社を採択することと決しました。続いて、報告事項です。まず、「高知市教育委員会共催・後援事業について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。お手元に配布の後援等の資料をご覧くださいませでしょうか。教育委員会名の共催・後援についてご報告させていただきます。

毎月の定例教育委員会では、事務局で専決して承認しました共催・後援の件名をまとめたものを、委員の皆さまに届けておりますが、詳しい説明は省略させていただいております。今回は、却下という事例がありましたので、内容を説明させていただきたいと思っております。

内容ですけれども、人権教育を考える講演会実行委員会という団体から 7 月 24 日に高知城ホールで開催されます「今、人権教育を考える」という講演会に対して教育委員会名義の後援依頼がありました。内容を事務局で検討した結果、次の理由により却下することといたしました。

その理由でございますけれども、教育委員会の後援については、委員会がその教育的見地から当該事業の趣旨に賛同し、その実施について奨励することと定めておりまして、その講演会事業の目指す内容が、申請書類などから委員会が後援することが妥当であるという判断ができなかったものでございます。何度か、講演会の内容などの補足資料を求めましたけれども、本市の進めております人権施策に沿うものかどうか、最終的に判断できなかったものでございます。そういうことで、却下ということとさせていただきますので、報告をさせていただきました。それ以外に申請された案件については、後援決定することといたしております。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して質問はございませんか。

松原教育長

内容は、明らかに高知市教育委員会の方針と異なるものですか。それとも、いろいろな書類の提出をお願いしたときに、提出がなかったということですか。

岡村教育次長

趣旨等の詳しい資料を再三要請しましたがけれども、初めての会なので講演者の内容も、以前に別の講演会でいったものが提出されたり、今回のものがなかなか提出されなかったりと、どういう内容であるかが把握できないため、今回は後援しないという決定をしたものです。

なお、補足ですが、同日は高知市が後援する高知市人権教育研究会の会が高知市で一斉に行われる日でございますので、その日に合わせて講演会が行われたという状況でございます。

溝渕委員

講師の梅田修さんの講演というのをどなたか聞かれた方、又はご本を読まれた方は、いらっしゃいますか。

舛田教育次長

原稿は読みましたが、それが当日の講演の内容かどうかはわかりません。私どもが求めたのは、どういう趣旨でこの講演を行うのか、またそれが高知市教育委員会として奨励すべきかどうかの判断が必要となってまいります。そのため、来年に向けては、講演内容をしっかりと記録し、次年度には提出できるようにしてほしいという返事を差し上げております。

溝渕委員

後援しないというのは行政処分になるのですか。後援申請が出されて、それを却下するということは行政処分になりませんか。それに対する異議というのが出てくるのではないのでしょうか。行政処分ということになれば、不服申立がされるかもしれませんね。

総務課長

今回の決定をもし行政処分として捉えるとしますと、却下について不服申立ができるという教示をしておりません。後援申請に係る承認、却下の決定が行政処分に当たるかどうか研究してまいりたいと思います。

澤田委員長

ほかにありませんか。

特にないようですので、次に「高知市教育委員会職員の保護者対応について」を議題といたします。

なお、この案件は、人事案件のため秘密会といたしたいと考えますがよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認め、この件は秘密会で行います。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

澤田委員長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉 会 午後6時44分